

令和2年4月14日

関係各位

アライアンスサービス株式会社

「緊急事態宣言」発令に伴う管理組合運営について

拝啓 春暖の候、貴管理組合ますます御隆昌にてお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さっそくですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、「緊急事態宣言」が発令されましたが、それに伴い、管理組合運営について下記の内容で業務を実施させていただきます。

また、行政からの指導、要請等があった場合、お客様にご迷惑をおかけする事態も懸念されますので、その際の対応につきましては、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 総会、理事会の書面決議について

管理規約第52条では、「組合員全員の承認があるときは、書面による決議をすることができる。」とありますので管理組合理事長（理事会）の判断により実施する可能性がございます。

*管理規約第52条

規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承認があるときは、書面による決議をすることができる。

2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。

3 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 前条第3項及び第4項の規定は、書面による決議に係る書面について準用する。

5 総会に関する規定は、書面による決議について準用する。

2. アフターサービス点検について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況（緊急事態宣言の延長など）により、延期させていただく可能性がございます。

3. セミナーについて

5月中旬の新型コロナウイルス感染症の感染状況（緊急事態宣言の延長など）により、今年は中止させていただく可能性がございます。

4. 浄水フィルター（カートリッジ）交換作業について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況（緊急事態宣言の延長など）により、延期させていただく可能性がございます。

以上